

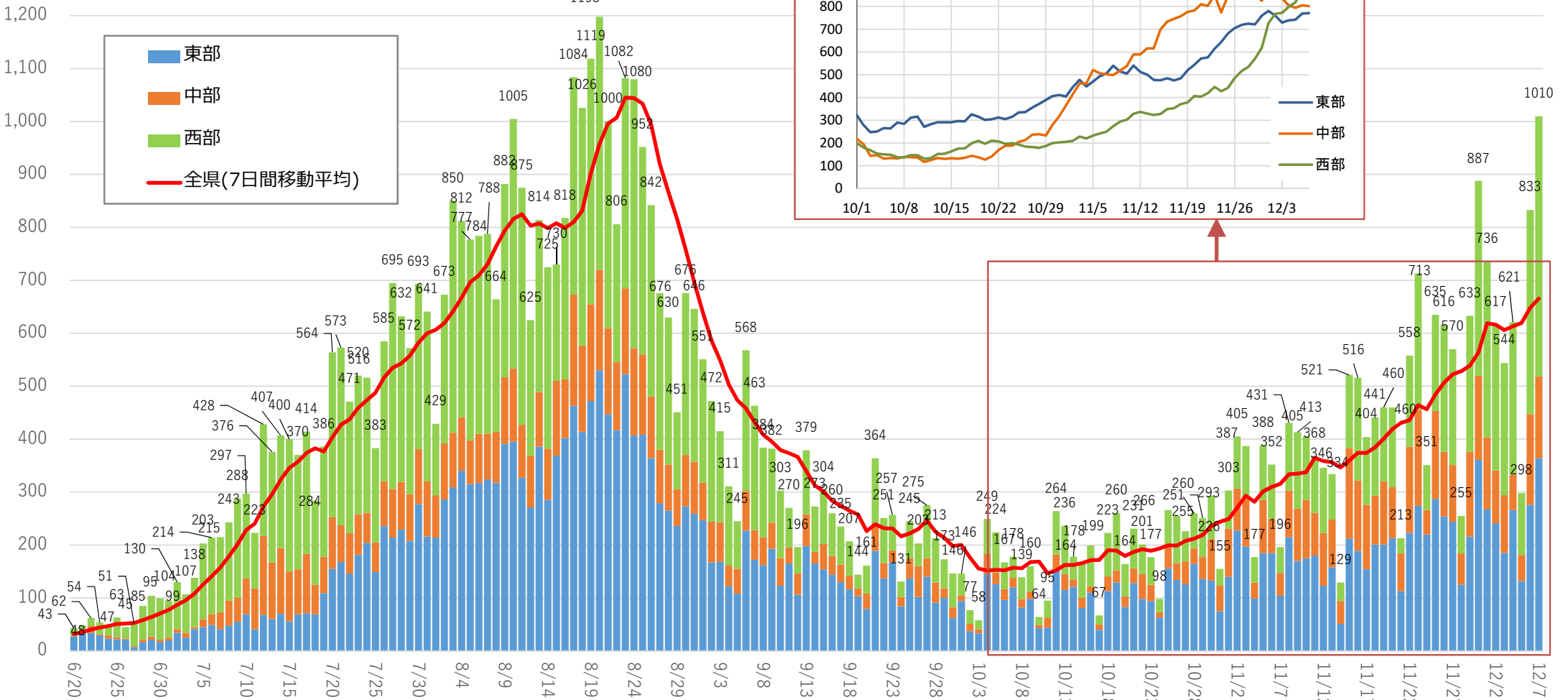
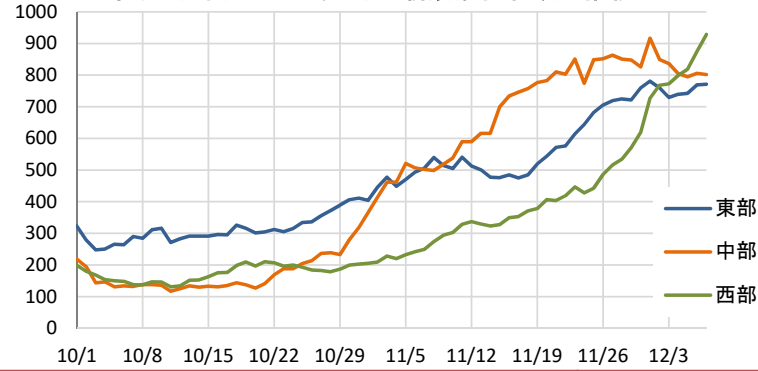
鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第342回）
第110回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部
米子市新型コロナウイルス感染症対策本部
第44回倉吉市新型コロナウイルス感染症対策本部
境港市新型コロナウイルス感染症対策本部
合同会議

- 日時：令和4年12月7日（水）午後5時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、福祉保健部、子育て・人財局、教育委員会
（テレビ会議参加）
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市長、鳥取市保健所長
倉吉市長
米子市長
境港市長
鳥取大学医学部 景山教授（アドバイザー）
- 議題：
 - （1）県内の感染状況について
 - （2）その他

鳥取県の新規陽性者数の推移

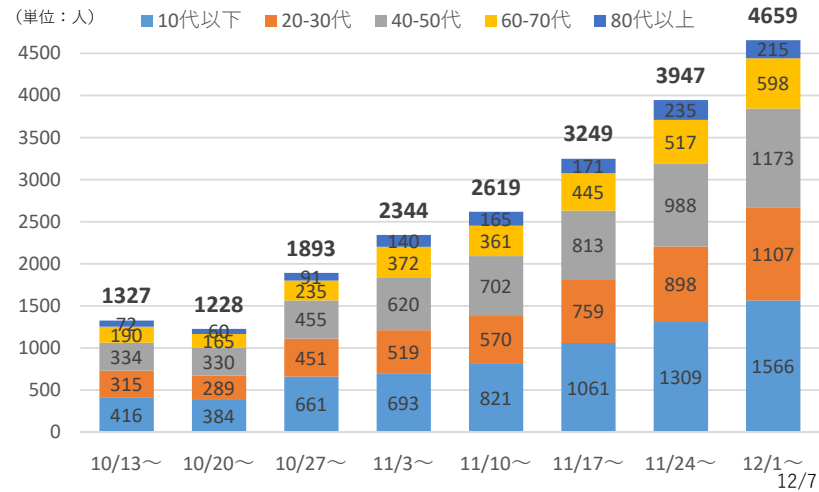
過去最多
8/20 1,198人

直近1週間10万人あたりの新規陽性者数の推移

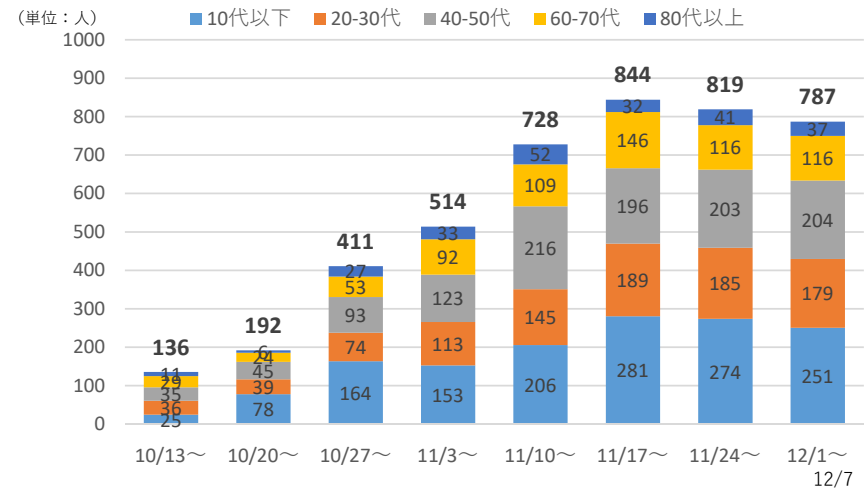


鳥取県の年代別感染者数(7日間毎)

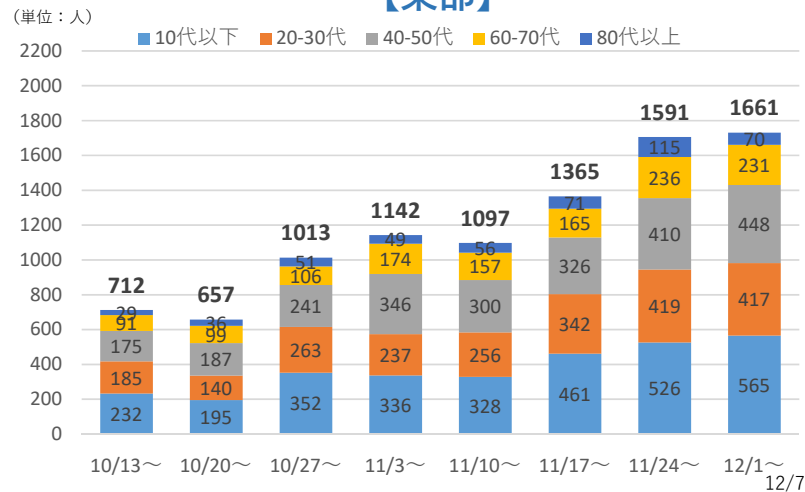
【全県】



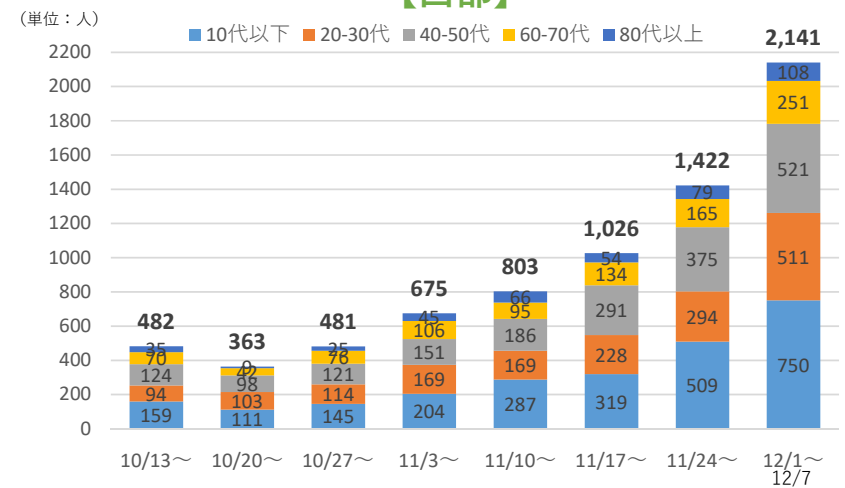
【中部】



【東部】



【西部】



オミクロン新系統の発生状況

○県内では、11月に入って「BA.2.75系統(BN.1)」が急増

- ・BA.2.75.2: 10月に9件(すべて東部)、 ・BN.1:10月3件(東中西各1件)→**11月26件(東8、中2、西16)**
- ・11月に入り、「**BQ.1系統(BA.5.3亜系統)**」(11月上旬～下旬4件)及び「**XBB系統(BA.2.10とBA.2.75の組換え体)**」(11月中旬1件)を確認

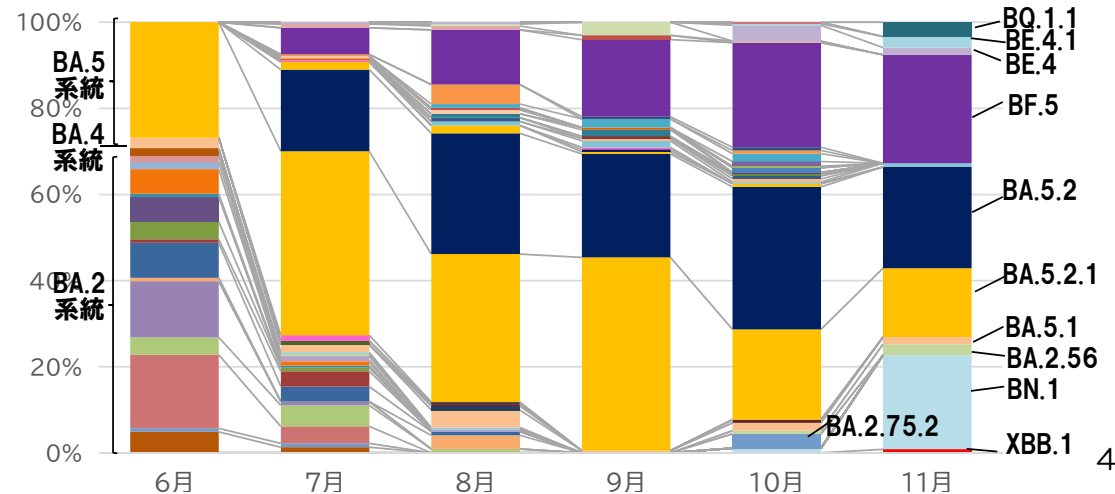
○県内の変異株スクリーニング検査はL452R陰性(BA.2系統疑い)の割合が増加傾向

- ・10月下旬[10/17-23]:1%→**11月下旬[11/21-27]:11%**

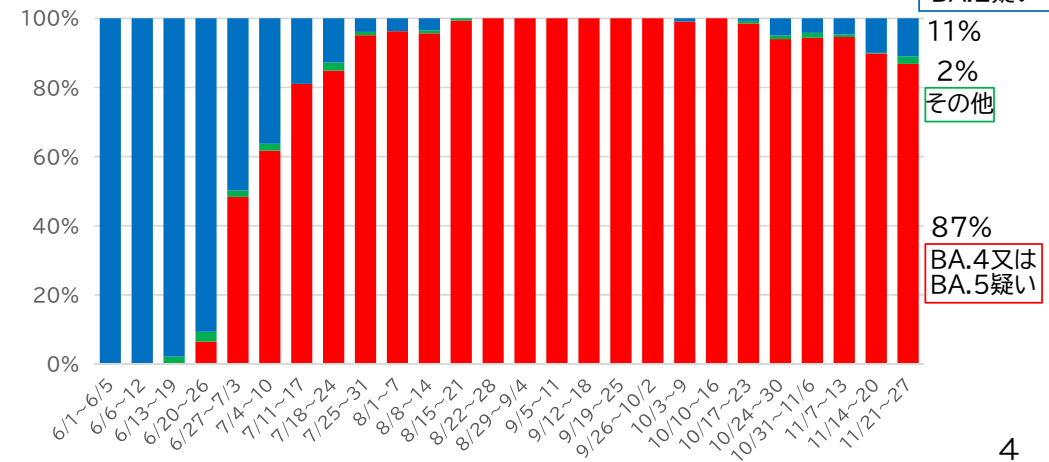
○感染者増加の優位性等が示唆される「BQ.1系統」等が世界で増加、国内も増加と推計

- ・BQ.1系統(BA.5.3亜系統)→**世界73か国**から報告、**全検体の27.3%に増加**(前週23.1%)。国内も**東京都で903件**確認(12/1)
- ・XBB系統(BA.2.10系統とBA.2.75系統の組換え体)→**世界43か国**から報告。10/27東京都で初報告。その後全国で確認
- ・BA.2.75系統(BA.2亜系統)→6月以降インド等で多く報告、**国内も700件以上**の報告

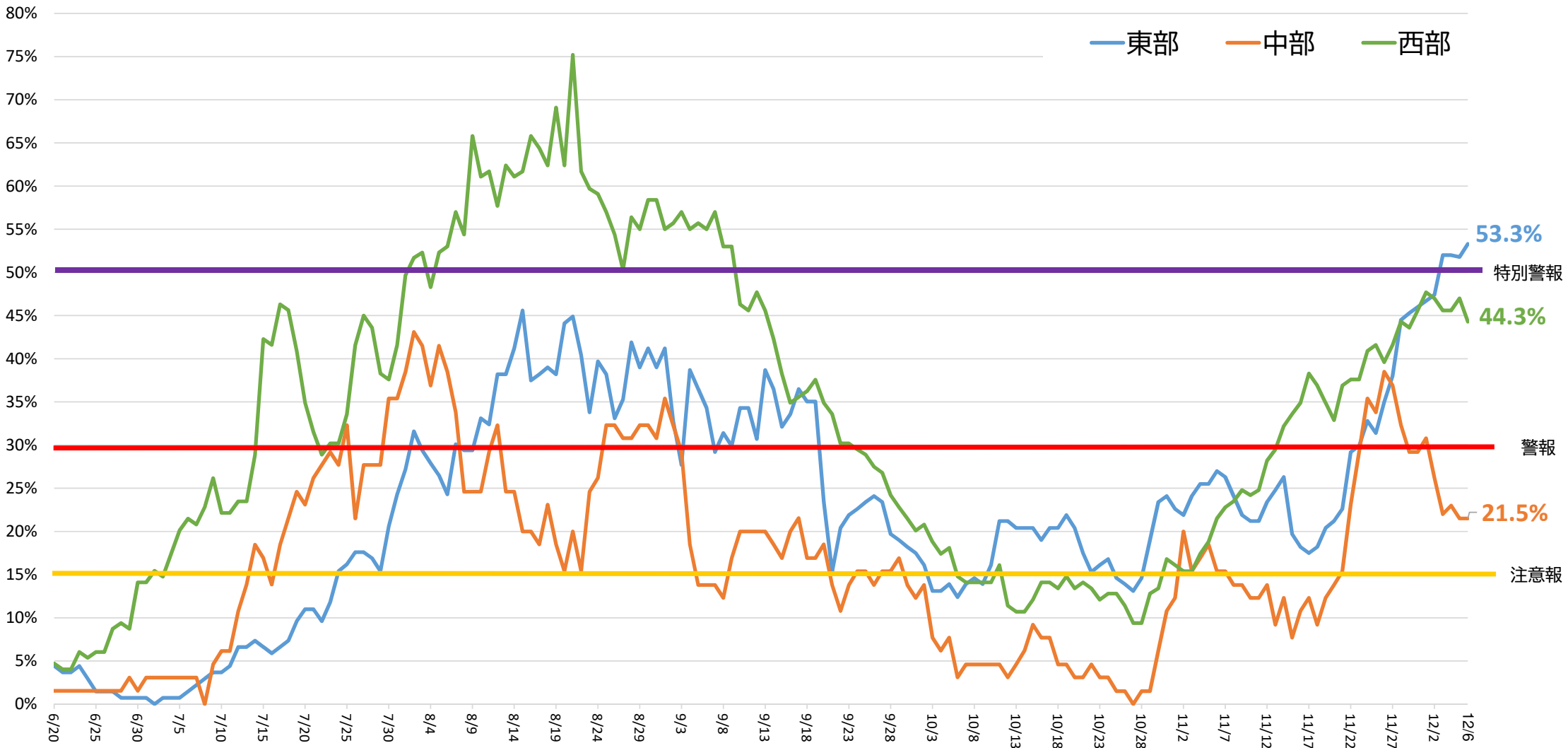
【鳥取県】系統別検出状況



【鳥取県】L452R変異株スクリーニング結果の推移

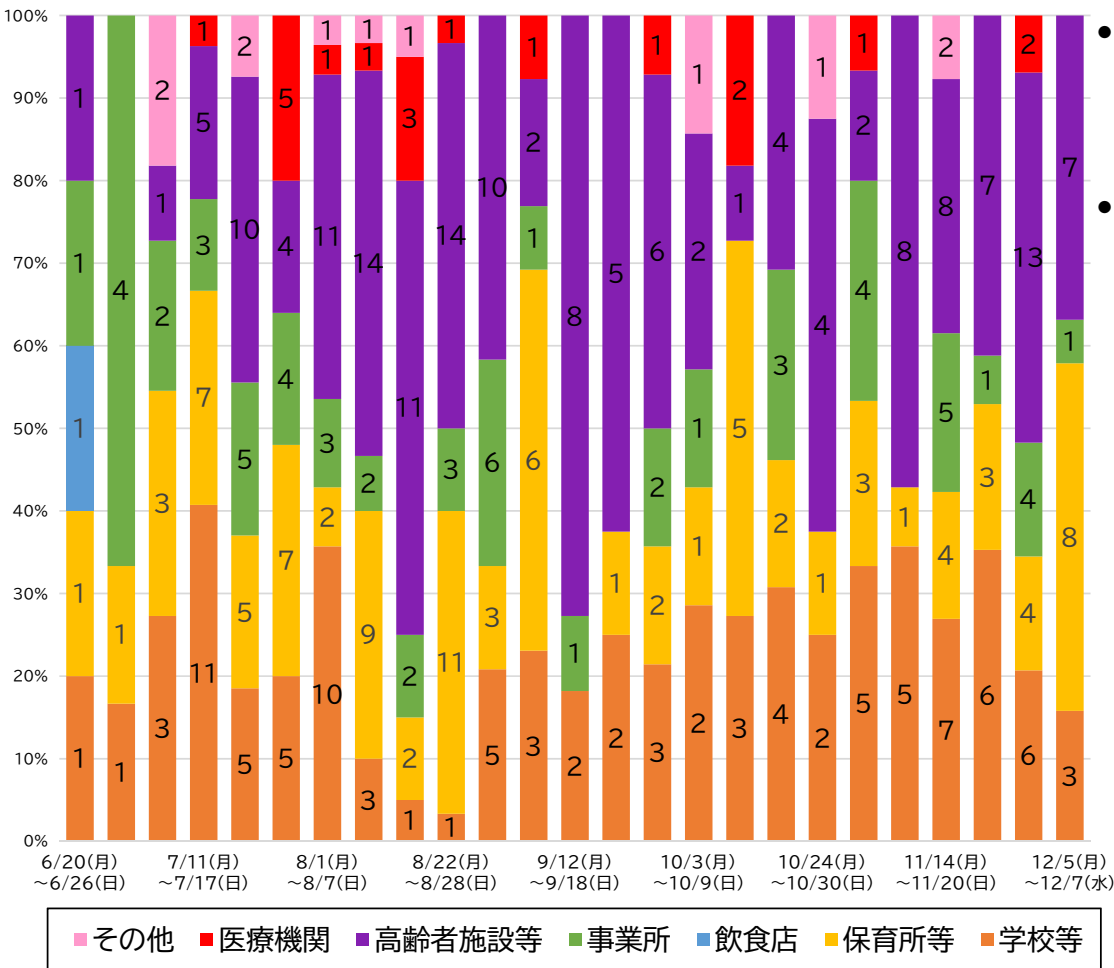


病床使用率の推移



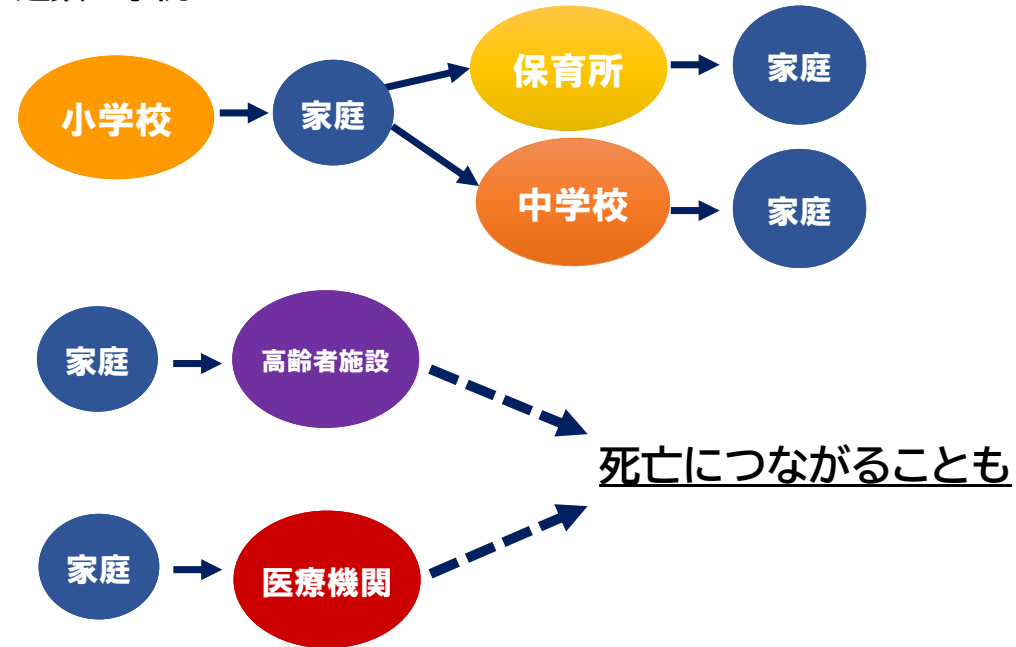
最近のクラスター発生状況と特徴的な感染事例

■最近のクラスターの発生状況とその傾向



- 高齢者施設等、保育所等、学校でのクラスターが依然として多発
- 学校、保育所等の感染拡大から家庭に入り込み、親・兄弟等から職場・保育所等への感染連鎖も見られる
- 家庭から高齢者施設や医療機関に入り込み、高齢者の死亡につながる例もあり

■感染連鎖の事例



緊急共同メッセージ

BN.1やBQ.1.1など新たな変異株が拡がり、鳥取県全域で感染が急拡大し、新規感染者数が1,000人を超えるなど、非常にうつりやすくなっています

学校・保育施設などでの子どもの感染から家庭に拡がり、それが、また別の家庭や職場・施設に拡がるといった感染拡大パターンが顕著に見受けられ、高齢者施設や医療機関のクラスターに関連した死亡事例が多発しています

今後、更なる感染拡大の恐れがあるため、県民の皆様におかれては、感染防止対策の徹底をお願いします 特に医療・介護・保育施設の職員の皆様におかれては、検査の徹底をお願いします

また、市中感染が拡がりを見せる中、年末年始を控え、感染予防・重症化予防のため、抗体価を高めるワクチン接種をできるだけ速やかにお願いします



特措法第24条第9項による要請

第8波に入り、県内でも感染が急拡大しています。

また、年末年始は帰省や忘新年会など普段会わない人と会う機会が増えるため、ご自身と大切な人の健康を守り、併せて経済社会活動を進めていくため、基本的な感染防止対策を徹底しましょう。

- 区域 鳥取県全域
- 期間 令和4年11月24日(木)～令和5年1月13日(金)

◆基本的感染防止対策の徹底

- ・距離が確保できない場合や会話を行う場合など場面に応じたマスクの着用
- ・感染リスクを下げるため、密を避けて人と人との距離の確保(2m程度)
- ・寒くてもエアロゾルを意識した換気・手洗い・手指消毒の徹底
- ・人ごみなど密な場所への立ち入り時には特に注意を

◆無料PCR検査の受検

- ・帰省等の県外往来や大きなイベント参加の際は積極的に無料検査を受検

◆ワクチンの接種促進

- ・発症予防や重症化予防のため、できるだけ速やかにワクチン接種を(年末年始までに)

◆会食・イベント参加時の感染防止対策

- ・忘新年会や同窓会などの会食の際は、大人数を避け、マスク会食を徹底
- ・イベントの前後も含めて大騒ぎしないなど感染拡大を起こさない行動の徹底

◆体調不良時の受診

- ・体調が悪ければ絶対に登校・出勤せず、医療機関を受診(クラスター多発の原因です)

◆解熱剤・抗原検査キットの準備

- ・今後の感染拡大に備えて各家庭で市販の解熱剤や抗原定性キットなどを準備



無料検査(PCR検査等)を活用しましょう

- 無料検査は、感染に不安を感じる県民であれば誰でも受検できます。
- 現在、県内114ヶ所の無料検査所において検査実施中です。
お近くの検査所へご予約ください。不明な点はコールセンターへご相談ください。
※東部:46ヶ所、中部:27ヶ所、西部:41ヶ所 新型コロナウイルス感染症特設サイトに会場一覧を掲載
※鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563 (土日含む毎日、9時~17時)
- 無料検査を**令和5年1月13日まで**行っていますので、ご利用ください。

感染拡大傾向時の一般検査事業

⇒鳥取県民を対象とした無料検査

不特定多数の方と接触するなど、感染リスクの高い行動をされた方は、積極的に受検をお願いします。(特措法第24条第9項による受検要請)



ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

⇒県外者を対象とした無料検査
当面、本県の独自施策として実施
※他の都道府県は全て令和4年8月末で終了

旅行・帰省等で検査が必要な方にも、ご利用いただけます。

年末年始に向けた医療提供体制の強化

年末年始に向けて、医師会、各医療機関、薬剤師会、看護協会などの協力を得て、医療提供体制、相談体制の強化を行います。

[医療提供体制の強化]

○年末年始の臨時開業による発熱外来対応の強化

12/31～1/3に臨時開業する医療機関・薬局に対して支援金を支給し、発熱外来対応を強化
地区単位での在宅療養者への薬剤配送体制を整備

○休日急患診療所の体制強化

各医師会において、対応人員等を増強(県内3地区全て)
休日急患診療所の逼迫を防ぐため、土日祝日に、軽症者向けのコロナ抗原検査キットを配布中(12/3～)

○病床確保

入院協力医療機関に対して最終フェーズへの準備を進めていただくとともに、後方支援医療機関にもコロナ患者受入の検討を個別に要請

○みなし陽性の導入

感染者と生活空間を共にする濃厚接触者が有症状となった場合に、医療機関における外来ひっ迫状況等を踏まえて、医師の判断により、臨床症状で診断可能に(12/7～)

[相談体制の強化]

○受診相談センターの体制強化

感染拡大状況に応じて、対応人員・電話回線等を増強

みなさんの力で救急医療を守りましょう

冬季に入り、救急外来を受診する患者さんが増えており、重症患者の診療に影響が出かねません。医療機関の適切な利用にご協力ください。

[通常の診療時間に受診しましょう]

- 夜間や休日の救急外来は、緊急の入院や手術などが必要な重症患者の対応に備えています。
- 夜間や休日は検査体制が整っておらず、**急を要さないPCR検査は実施できません。**
- 無症状の方は無料検査をご利用ください。**

[症状に応じた利用を心がけましょう]

- 体調が悪い時は、まずはかかりつけ医に相談するなど、通常の診療時間内に受診しましょう。
※発熱等の症状がある場合は、事前に医療機関に電話で相談し、受診方法を確認しましょう。
- 時間外で医療機関に相談できない場合は、新型コロナウイルス感染症に関しては受診相談センターを、その他の疾患の場合は救急ダイヤルの電話相談を利用しましょう。

受診相談センター 0120-567-492(毎日9時から17時15分) ※12/29~1/3は0857-26-7985

その他の時間:東部 0857-22-5625 中・西部 0857-26-8633 メール相談可

その他の疾患 とっとりおとな救急ダイヤル #7119 こども救急ダイヤル #8000

[各家庭で解熱剤、抗原検査キットの準備を]

- 家庭内感染が増加しています。各家庭で市販の解熱剤や抗原検査キットなどを準備しておきましょう。

できるだけ速やかなワクチン接種を！

感染が急拡大し、どこで感染するか分からない状況になってきています。
11月に入ってから、1日の接種回数が5千回を超える日もでるなど、接種希望者が
増えています。
お早めに、最寄りの医療機関や市町村又は県営接種会場に予約をして、できるだけ
速やかなワクチン接種をお願いします。

※1日の接種回数が5千回を超えた日:11/19(5,227回)、11/26(5,735回)、12/3(5,313回)

【参考】 オミクロン株対応ワクチンの接種状況(12/5時点) 本県:134,151(24.3%) 全国:27,831,459(22.1%)

県営会場やワクチンバスの充実、県内企業や学校での接種の働きかけにより接種を促進

○ 県営会場の定員拡大

- ・トリニティモール、イオンモール日吉津の定員を最大2.5倍に拡大



○ 企業・高校・大学での集団接種実施(ワクチンバスの派遣)

- ・企業 JA鳥取いなば:12/9 みたこ土建:12/16 寺谷建材:12/27
- ・高校 米子北斗中・高:12/16 倉吉農高:12/16 米子高専:12/16 米子東高:12/19 倉吉総産高:12/22
湯梨浜学園:12/23 鳥取西高:12/26
- ・大学 鳥取大学(米子):12/7、8、20、22、23、26、27、28



乳幼児・小児接種で感染拡大を防ぎましょう！

**保育園・幼稚園でのクラスターが頻発しています。
感染やワクチン接種の経験のない乳幼児・小児は、抗体がありません。
早めのワクチン接種で、感染予防・重症化予防をしましょう。**

※乳幼児接種は、来年1月13日までに接種しないと、年度内に3回接種することができません。

【参考】乳幼児接種(1回目)の接種状況(12/5時点) 本県: 240(1.3%) 全国: 53,199(1.3%)

小児接種(1回目)の接種状況(12/5時点) 本県:8,778(26.5%) 全国:1,714,339(23.4%)

かかりつけ小児科医や定期健診時の接種勧奨、保育園等での呼びかけにより接種を促進

○ 小児科医院のかかりつけ医師からの接種勧奨、専用時間帯の開設

- ・お子さんを継続して診察されている小児科医師から、ワクチン接種の働きかけを実施
- ・専用時間帯を設けることで、希望者が確実に接種できる体制を整備



○ 市町村が実施する定期健診での接種勧奨

- ・乳幼児接種の効果・安全性を紹介するチラシの配布等を実施(生後6カ月、1歳半、3歳児健診時)

○ 幼稚園・保育園での乳幼児接種の呼びかけ(保護者説明会の開催など)

- ・北条こども園:12/9 その他、倉吉市、鳥取市の保育園で実施予定



学校におけるクラスター対策の徹底

- ・ 県全域で感染が急増しており、**学校生活や学校行事・クラブ活動でクラスターが多発**しています。
- ・ 寒い時期となりましたが、暖房使用時も、教職員が休憩時間等に定期的に窓を大きく開けて空気の入替えを行うなど、換気の徹底に努めましょう。
- ・ 陽性者が確認された場合、**保健所、学校等が連携・情報共有して、陽性者の早期の囲い込み等初動体制の強化**を図り、感染拡大防止に努めましょう。

◆基本的な感染対策の徹底

- 教職員がマスクの適切な着用を指導
- 教職員は、暖房使用時の換気の徹底（教室、職員室等）

◆健康観察の徹底

- 児童生徒・教職員は、風邪症状のほか、倦怠感・のどの違和感がある場合も登校・出勤しない（家族が陽性になった場合も登校・出勤を控える）
- 児童生徒・教職員ともに日々の健康観察の徹底（朝・昼）

◆意識啓発（教職員・生徒等）

- ガイドラインや通知を改めて確認し、管理職から教職員に周知徹底（朝礼等）
- 管理職は、感染対策を施設内（更衣室前等）に掲示するなどの見える化を図る

最近のクラスターの主な原因

学校生活



- ✓ 体調不良（のどの違和感等）にもかかわらず、登校・出勤していた
- ✓ 定期的な換気ができていなかった（窓がカーテンで遮られていた、定期的に窓を大きく開けてない）
- ✓ マスクを外す場面（体育の授業等）で密になることがあった

学校行事



- ✓ 学習発表会に出演したために、**体調が少々悪くても登校**していた
- ✓ 学習発表会の練習時に**密集して大声**を出す場面があった

クラブ活動



- ✓ 競技終了後の**息が切れる状態**でマスクをしていない場面での**身体的距離が不十分**であった
- ✓ 更衣室で、**マスクを外した状態**で密

保育所・幼稚園等の感染対策の徹底

連日、保育所・幼稚園等において、大規模なものを含め、多数のクラスターが確認されています
陽性を早期に囲い込み行政検査を実施で、感染爆発を抑え込み、休園期間を短く抑えています

【クラスター事例・要因】

- 大きな声を発する歌や劇の練習を密な状態、マスクなしで実施
- 早朝保育及び延長保育時にクラス分けをせず、区分けもなく同じ部屋で保育
- 暖房使用時の換気が不十分
- 複数クラスを受け持つ先生を介し、複数クラスへ拡大
- 家族が体調不良であったり、PCR検査陰性だった園児・職員が登園。その後発症し、陽性が判明

保育所・幼稚園等における対策例

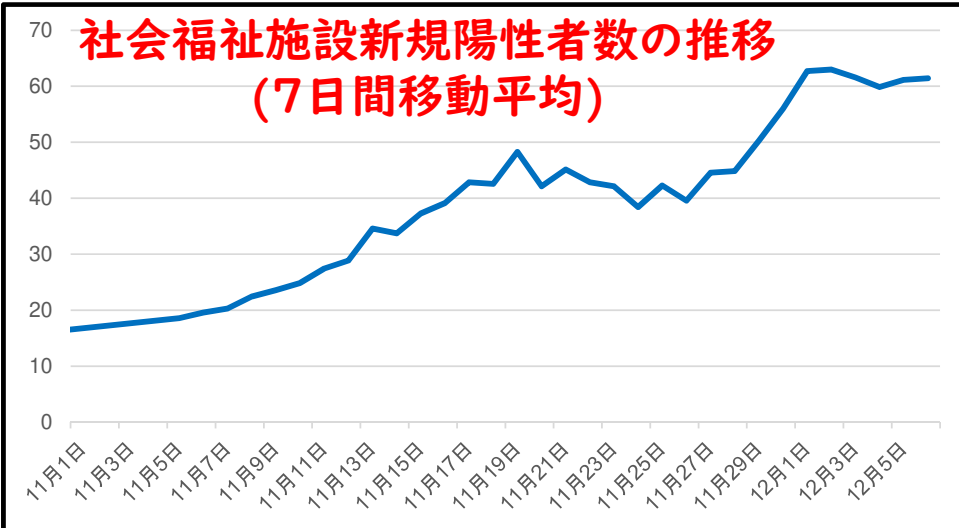
- 行事では換気、保護者同士の密対策、健康確認等の基本的感染対策を徹底
- 早朝保育時など同じ部屋で保育する場合であっても、仕切りを置くなど他クラスの園児の接触を少なくする。
- 暖房使用時もこまめな換気を心掛け、空気の流れを意識した換気の実施
- 家族が体調不良の場合を含め、体調不良の園児が登園することがないよう協力を依頼
- 第8波特別対策として配布した抗原検査キットを活用した職員の定期検査の徹底
⇒すり抜け対策として、抗原検査キット、PCR検査等支援事業補助金を有効に活用
いただき、職員の健康管理、施設内の感染拡大防止の徹底を引き続きお願いします
⇒12月から抗原検査キットにより週1回以上、職員の全員検査を実施

社会福祉施設の感染対策の徹底

- 社会福祉施設で、連日クラスターが発生しています。各施設におかれましては、改めて感染対策の徹底をお願いします。
- 福祉施設感染対策センターの体制を強化し、クラスター施設への迅速な現地指導を実施しています。感染初期の改善指導で素早い囲い込みを行い、感染の拡大抑制に努めています。
- 抗原定性検査キット(職員検査用)を配布しました。週に1回以上職員の全員検査を行い早期発見に繋げてください。

【最近のクラスター事例より】

- ・感染判明後の素早く適切なゾーニングを徹底し、感染の拡大を防ぐこと。
- ・寒くなくても適切な換気を行い、空気の流れを作ること。
- ・防護具の着脱方法を明示し、誰でも確実に着脱できるようにすること。
- ・無症状の陽性職員を通じて施設内で感染拡大。
- ・陽性者が発生後、周囲の検査範囲が狭く、すり抜け。
 - ⇒ 職員の頻回検査により早期発見を。
 - ⇒ 陽性者発生後の検査は手広く、素早く実施する。



●PCR検査等支援事業補助金の支援拡充を1月13日まで延長しています。

医療機関の感染対策徹底

- 医療機関では、院内感染事例の発生が増加しています。
- 各医療機関におかれましては、**今一度、基本的な感染予防策の徹底及び県配布の抗原定性検査キットを活用して週1回以上職員の全員検査を行い早期発見、早期対策に繋がって下さい。**

医療機関関係者の陽性者数 ※福祉・医療施設感染症センターへの報告件数

(10月) 1日~10日(63人)、11日~20日(69人)、21日~31日(110人) 計242人

(11月) 1日~10日(121人)、11日~20日(57人)、21日~30日(188人) 計366人

(12月) 1日~5日(61人)

【最近の感染制御専門家チーム員による指導事例】

- ・転院時検査で陰性の患者を受け入れる場合、潜伏期間内に発症の可能性があることも念頭に対応することが重要。
- ・院内で自由に動けるような患者が多い病棟の場合、接触感染対策の重要性が増してくる。
- ・ゾーニングエリアを患者にわかりやすく示すことが重要。
- ・職員のPPE着脱方法等が、自己流になっていないか、慣れで漫然化していないか、再確認が必要。

感染予防策の徹底
(院内教育の実施)

医療機関に対し、感染予防策の徹底に係る通知の発出(12月7日付)

⇒**基本的な感染予防策の徹底のお願いと研修動画の配信**

動画配信【期間】12/7~2週間 【内容】①手指衛生 ②マスクの着脱 ③PPEの着脱 ④ゾーニングの考え方

※医療機関関係者のみの限定公開

●PCR検査等支援事業補助金の支援拡充(1/13まで延長)

【対象】職員、職員家族、利用者(患者) 【内容】補助率10/10、施設内一斉検査も対象

PCR検査も積極的に実施し、早期発見、早期対策に繋がってください。

「鳥取県版 新型コロナ警報」 (12月7日現在)

東部地区に「特別警報」、中部・西部地区に「警報」を発令しています。

オミクロンの様々な新規系統が確認され、感染拡大が続いています。
高い緊張感をもって、今一度感染対策の確認、徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	特別警報	12/6～
中部地区	警報	11/27～
西部地区	警報	11/17～

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)

<最大確保病床使用率(12/6)> 東部(53.3 %)、中部(21.5 %)、西部(44.3 %)

⇒中部地区は、感染拡大していることから「警報」を継続しています。

⇒西部地区は、「特別警報」に近づいています。

県内全域に「感染拡大警戒情報」を発出中

新規陽性者数が拡大傾向であることから、県内全域に「**感染拡大警戒情報**」を発出しています。

一般の事業所、高齢者施設、学校、保育所等での集団的感染が続いています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、引き続き、感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意:200人超/週 警戒:500人超/週
東部地区	感染拡大警戒情報	11/21～	771.1人/週
中部地区	感染拡大警戒情報	11/18～	801.5人/週
西部地区	感染拡大警戒情報	11/24～	928.5人/週

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には至っていない状況であり、また、重症病床の使用に至っていないことから、本県の状況は、総合的な判断により「レベル2」

※レベル2:新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

3:一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値 (12月6日現在)	本県移行判断目安 (コロナ検査件数・インフル流行状況も考慮し、総合判断)		
		2	3	4
新規陽性者数(対人口10万人/週)	841.9人 (4,659人/55.3万人×10万人)	300人超/週	1,000人超/週	2,000人超/週
最大確保病床使用率	43.6% (153/351床)	概ね30%超	概ね50%超	概ね80%超
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	0.0% (0/47床)	—	概ね50%超	概ね80%超

参考指標	数値(12月6日現在)
PCR陽性率(直近1週間)	30.9% (4,659人/15,069件)

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが12/6（火）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
588	高齢者福祉施設	○	鳥取市	19名	11/26～12/2
589	鳥取市立富桑保育園	○	鳥取市	15名	12/2～7
590	幼稚園	○	鳥取市	10名	12/4～6
591	高齢者福祉施設	○	倉吉市	8名	11/28～12/5
592	保育所	○	倉吉市	7名	12/4～6
593	事業所	○	米子市	20名	11/17～21
594	米子市立淀江どんぐりこども園	○	米子市	33名	11/29～12/5
595	高齢者福祉施設	○	米子市	6名	12/1～3
596	高齢者福祉施設	○	米子市	10名	12/3～5
597	鳥取県立米子東高等学校	○	米子市	13名	12/3～4
598	幼稚園	○	米子保健所管内	9名	12/3～4
599	伯耆町立岸本小学校	○	伯耆町	8名	12/3～5

2 患者対応

陽性者は、入院、施設内療養または在宅療養を行う。

※機能別クラスター対策チーム等により発生施設等に対し、感染防止対策の指導・助言を実施している。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（588例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
利用者及び職員19名	鳥取市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は12/2（金）からサービス提供を休止している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（589例目）

鳥取市立富桑保育園

陽性者数	所在地
園関係者15名	鳥取市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">保健所は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は12/5（月）から休園している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">鳥取市は、施設名を公表することを了解済み。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（590例目）

幼稚園

陽性者数	所在地
園関係者10名	鳥取市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">保健所は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は12/6（火）から休園している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（591例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
入所者及び職員8名	倉吉市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（592例目）

保育所

陽性者数	所在地
保育所関係者7名	倉吉市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は12/7（水）は感染防止対策を徹底のうえ、運営を継続し、12/8（木）から休園する。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（593例目）

事業所

陽性者数	所在地
従業員20名	米子市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（594例目）

米子市立淀江どんぐりこども園

陽性者数	所在地
園関係者33名	米子市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">保健所は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は11/30（水）から一部のクラスを閉鎖し、12/5（月）から休園している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">米子市は、施設名を公表することを了解済み。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（595例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
利用者及び職員6名	米子市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は11/29（火）～12/5（月）サービス提供を休止し、12/6（火）から再開している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（596例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
入所者及び職員10名	米子市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（597例目）

鳥取県立米子東高等学校

陽性者数	所在地
学校関係者13名	米子市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">鳥取県教育委員会は、施設名を公表することを了解済み。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（598例目）

幼稚園

陽性者数	所在地
園関係者9名	米子保健所管内
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">保健所は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は12/5（月）～12/6（火）休園し、12/7（水）から感染防止対策を徹底し、再開している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（599例目）

伯耆町立岸本小学校

陽性者数	所在地
学校関係者8名	伯耆町
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある関係者の検査を実施し、12/5（月）から一部のクラスを閉鎖している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">伯耆町は、施設名を公表することを了解済み。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「鳥取県市町村（学校組合）立学校用新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

<ところとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00~21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30~17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392